

横浜市立左近山小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月

改訂日 令和5年4月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因になるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」（以下、本委員会）の構成員は、以下の通りとする。

- ・校長・副校長・教務主任・主幹教諭・児童支援専任・養護教諭・各学年主任
- 事案の内容に応じて、適宜構成員以外の参加もありうる。
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・本委員会は、「定例会」（月1回）と、「臨時会」（随時）により運営する。
- ・「臨時会」は、いじめの疑いがあった段階や場合、または必要に応じて、直ちに開催する。
- ・本委員会では、校長を中心に組織的に対応方針を決定する。
- ・本委員会では、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

本委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題を取り組む中核的な役割を担うものとし、次の活動を行う。

① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

② 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置。
- ・いじめの早期発見、事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し (PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

「いじめ」はどの子にも起こりうる、という視点に立ち、学校が安全で安心して過ごすことができる場となるよう、次の取組を行う。

①児童の主体的な取組への支援

学級活動、児童会活動等、児童が自ら企画運営する経験を意図的・計画的に行う。特に「横浜子ども会議」の内容を反映させた児童会運営を推進する。これらの取組は児童の自尊感情を高めるとともに、いじめの起こりにくい集団づくりの支援へつながる。【特別活動全体計画】

②授業づくり・集団づくりの具体的な取組の推進

「わかる」楽しさ、「できる」喜びを実感できる授業が日々行われることは、児童が安心して学校生活を過ごすためには欠かすことはできない。ユニバーサルデザインの視点で授業デザイン、教室環境デザインに組織的に取り組むことは、どの子も落ち着いた環境のもとで学校生活を送ることにつながる。

③人権教育、道徳教育の推進

人権週間での体験的学習は言うに及ばず、日々の教育活動においても、人権的な視点を大切にする。道徳学習の推進を図る。個別支援級への理解と、より親和的な関係づくりを進める。「たてわり活動」を軸とした年間人権教育全体計画及び指導計画、道徳全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プランをもとに、教育活動を進める。そのために次の点を大切にする。

- ・児童一人一人の個性が尊重され、力を発揮することで自尊感情を育成する。
- ・学びの基礎・基本を図り、思考力・表現力を育成する。
- ・あらゆる場を通していのちの大切さを実践する力を身に付ける。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって積極的に認知し、支援に結び付けるために、次の取組を実施する。【「年間計画」参照】

①いじめの定義を含む、教職員への研修を実施する。

②いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり

- ・月1回の児童理解研修における情報交換タイムの活用、学年研への専任・カウンセラーの参加
- ・週1回の学年研でのいじめ防止調査の実施

③定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

④定期的な教育相談の実施

⑤インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

⑥保護者・地域・関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、次のような対応をとる。

- ①発見した教職員は、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談・内容についての共有化を図る。
- ②被害児童及び保護者への支援方針を決定する。
- ③加害児童及び保護者への支援・指導方針を決定する。
- ④必要に応じて、警察署・学校カウンセラー等との連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消に至るまで、複数の教職員による定期的な状態の確認（アンケートの活用含む）、報告及び情報交換の実施、児童が相談できる機会、窓口の設定、児童会活動の活性化や学級活動の工夫により、いじめを否定する児童間の世論形成、授業や行事における自己有用感の醸成など、多角的な取組を行う。この点についても、対策委員会において共有する。

(5) 教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係を捉えるため、法の確実な運用を行うため等、いじめの防止に関して具体的な意図をもち、次のような研修を実施する。

- ①いじめの定義・解消の定義の理解、教職員のいじめに対する感度の向上に関する研修
(国立教育政策研究所「いじめ防止のための研修」等)
- ②児童の心理に寄り添う方法に関する研修（傾聴・Y-Pアセスメント・横浜プログラム）
- ③いじめについての具体的な対応に関する研修（ケース検討）
- ④その他、児童の自己有用感を高め、より親和的な集団を形成するために必要な研修

研修の実施については、専任・教務を中心とした外部講師の招聘も含め、年度当初に計画立案を行う。

(6) 学校運営協議会・地域の活用

左近山小学校、左近山中学校、左近山特別支援学校の3校合同で年3回開催する「学校運営協議会」では、学校のいじめに関する現況を伝えるとともに、いじめの防止に関する具体的な取組状況について適宜報告し、参加者より意見を伺う。「中学校区学校・家庭・地域連携事業」では関係職員が参加し、中学校との連携を図る。校内の現況について適宜報告する。

(7) 取組の年間計画

月	内 容	
4月	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集 いじめの定義・解消に関する研修	入学式 学校説明会・懇談会 【文書提案】で基本方針説明 個人面談
5・6月	学校の状況・児童の実態の共通理解 生活アンケート①・いじめアンケート①（記名式）の実施 教育相談① Y-Pアセスメント実施① 児童理解 事例研修① 小中連絡会	学校運営協議会① 学家地連
7月	学校の状況・児童の実態の共通理解・児童理解 YP支援検討会① 横浜子ども会議（中学校ブロック話し合い）	
8月 9月	夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 横浜子ども会議（区話し合い） 児童理解 事例研修② いじめアンケート②（記名式）の実施 教育相談②	学校運営協議会② 個人面談
10月	小中一貫ブロック会議①	

11・12月	小中一貫ブロック会議② 教育相談③ 生活アンケート②・いじめアンケート③（無記名式）の実施 いじめ解決一斉キャンペーン YP アセスメント実施② YP 支援検討会② いじめアンケートの集約と報告・共有	個人面談
1月	児童理解 事例研修③	
2月	新年度引継ぎ資料の作成	学校運営協議会③ 新入生入学説明会での説明
3月	年間の振り返り 新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会〔月1回開催・臨時会あり〕	

4 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）である。

（2）重大事態への対処

①発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

②調査の準備作業

報告と同時に調査の準備作業に係る情報の集約、及び関係者間における共有、アンケート調査の質問票の作成などを開始する。

③その他

重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を教職員が正確に理解すること、また、重大事態の調査は学校と教育委員会が連携して行う必要性があることについて、研修などの機会を通して平素から教職員の意識を啓発する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。